

官報

平成六年十二月九日

○第百三十一回 参議院會議録第十二号

平成六年十二月九日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十二号

平成六年十二月九日

午前十時開議

- 第一 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(二十九件)
- 第三 一般国道への障害者用公衆トイレの設置に関する請願(二十三件)
- 第四 労働行政拡充強化のための大幅増員に関する請願(二十三件)
- 第五 障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大及び指導の強化に関する請願(二十四件)
- 第六 農業農村整備事業予算の拡大に関する請願
- 第七 義務教育費国庫負担制度の現行水準堅持に関する請願
- 第八 義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(五件)
- 第九 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(十四件)
- 第一〇 富士山の世界遺産リストへの登録に関する請願(四件)
- 第一一 社会福祉施設整備の国庫補助に関する

請願

- 第一二 児童家庭対策長期プランの策定と保育制度の充実に関する請願
- 第一三 保育制度の改善と充実に関する請願(二件)
- 第一四 男性介護人に関する請願(六件)
- 第一五 重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者が同居入所可能な社会福祉施設の実現化に関する請願(七件)
- 第一六 カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッサージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に関する請願(二十四件)
- 第一七 人工肛(こう)門・人工膀胱(ぼうこう)造設者に係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請願(八件)
- 第一八 身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(二十四件)
- 第一九 介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(二十四件)
- 第二〇 重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(二十四件)
- 第二一 重度頭(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(二十四件)
- 第二二 医療制度の対策と改善に関する請願(二十四件)
- 第二三 在宅障害者の介助体制確立に関する請願(二十四件)

○本日の会議に付した案件

- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、日程第一より第三まで
- 一、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、行政改革委員会委員に飯田庸太郎君、大宅映子君、後藤藤重君、竹中一雄君及び田中直毅君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(原文兵衛君) 日程第一 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長種田誠君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(種田誠君登壇、拍手)

○種田誠君 ただいま議題となりました原子爆弾被害者に対する援護に関する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、高齢化の進行している原子爆弾被害者

に対して保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて原子爆弾による死没者のとうとい犠牲を銘記するための事業を行おうとするものであります。

委員会におきましては、本案と議員提案の原子爆弾被害者援護法案とを一括して議題とし、参考人の意見を聴取するとともに、村山内閣総理大臣の出席を求め、国家補償が明記されなかった理由、特別葬祭給付金の趣旨と対象、在外被害者に対する治療事業、米国におけるいわゆる原爆切手発行計画に対する我が国の対応等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

本案の質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表し林委員より、前文の削除及び目的の明記、死没者の遺族に対する特別給付金の支給、被害者年金の支給等についての修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、井出厚生大臣から反対である旨の発言がありました。

次いで、討論に入りましてところ、新緑風会及び公明党・国民会議を代表して萩野委員より本案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。横尾和伸君。

(横尾和伸君登壇、拍手)

○横尾和伸君 私は、ただいま議題となりました政府提出の原子爆弾被害者に対する援護に関する法律案に反対する立場から、新緑風会及び公明党・国民会議を代表して討論を行います。

平成六年十二月九日 参議院會議録第十二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案 日程第二より第三までの請願

二

後退していること、第二の理由は、実質的な主な改正点となっている給付金制度が原爆被爆関係者に新たな差別を生む不合理なものであることである。

私たち新緑風会及び公明党・国民会議は、独自の具体案として原子爆弾被爆者援護法案を提案し、政府案との違いを明確にして委員会審査を行ってきたところであります。

そもそも、今回の法改正の背景にあるものは、核兵器の究極的廃絶と恒久平和の確立を願う被爆関係者を初めとする多くの国民の切実な叫びであります。

言うまでもなく、原爆等の核兵器は、人間の生存の権利を根本から奪い、脅かし、かつ、あらゆる生物の生存を脅かす悪魔の兵器であり、許すべからざる絶対悪であります。

人類史上初の原子爆弾被爆国となった我が国は、このような非人道的な悪魔の兵器とも言うべき核兵器の惨禍を地球上のいかなる地点においても再び繰り返させないとの強い決意と真摯な祈りを込めて、核兵器の究極的廃絶と恒久平和の確立を全世界に訴え続けるべきであります。

被爆後五十年というまたとない節目のときを迎えようとしている現在、最も大切なことは、許してはならない絶対悪というこの考えを強い社会的、国民的決意とすることであり、また、このためのスタート台となり象徴ともなる具体的措置を制度化することにあります。

しかるに、現在、世界の軍事的均衡は、核兵器の保有を前提とした、いわゆる核抑止力によって辛うじて保たれているという事実を見逃すことはできません。一たん事あれば核の使用も辞さないという考えに支えられた核抑止力への過信が、いまだに世界じゅうに根強く息づいているのが現状であります。

現に、アメリカが原爆切手の発行計画を進めていることが明らかになったのは、つい数日前のことであり、周知のとおり、この切手には原爆

が戦争の終結を早めるものだと説明がつけられております。しかし、原爆使用の正当化は明らかに間違ひであり、許してはならない悪魔の兵器を使用したことに対する深い反省こそ、第一に表明すべきことであります。核兵器の究極的廃絶の根底には、この深い反省がなければならぬのであります。

私は、核兵器に係る以上のような事情、状況を十分に理解し、踏まえておくべきことを、まず申し上げておきたいのであります。

このことを踏まえて、次に法案の反対理由を具体的に述べることとします。

反対の第一の理由は、法案がその目的、理念において現行の原爆二法よりも明らかに後退しているからであります。

現行二法が他の一般戦争被災者に見られない特殊な被害を受けているという点に照らして、被爆者対策が社会保障制度という側面のみならず国家補償という側面をあわせ持つ複合的性格を有していることが挙げられます。

この考えは、昭和五十三年の最高裁判決において次のように明確に判示されています。すなわち、「原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償の配度が制度の根底にあることは、これを否定することはできないのである。」また、昭和五十五年の厚生大臣に対するいわゆる基本懇の答申では、国は原爆被爆者に対する広い意味における国家補償の見地に立つて措置を講ずべきものと考える述べられております。

しかしながら、法案は、このような有権的判断をあえて無視して、他の一般戦争被災者に対する対策との均衡ばかりを考え、法の理念を生かす被爆者対策に絞って、これを国の責任において行うと示すにとどまっています。しかも、このキーワードとなった「国の責任において」とは、この「責任にお

いて」という文言を法案から削除しても法案の意味、内容は全く変わらないのではないかと再三の委員会質問に対して何ら明らかな答弁は得られず、いまだに意味不明のままとなっております。これでは、さきに挙げた最高裁判例や基本懇答申よりも明らかに後退した立法措置であるとい指摘しなければなりません。

ちなみに、私たちが示した対案では、現行の原爆二法が施行された後に示された最高裁判例や基本懇答申などの有権的判断、すなわち、現行原爆二法について、単なる社会保障制度と考えるのは適当でなく、実質的に国家補償の配度が制度の根底にあるとの点を厳然と基本に据えて立案し、これを前文に明記したのであります。

反対の第二の理由は、法案による唯一の主要な改正点となった特別葬祭給付金制度が、理論的、理念的にも全く説明のつかない措置であり、また、現実には被爆者に差別を生むという点で到底許容しがたいものであるからであります。

この特別葬祭給付金は、被爆から昭和四十四年三月三十一日まで亡くなった被爆者の遺族で被爆者手帳を持っていた者のみに一人当たり十万円を支払うというものでありますが、これでは、同じ被爆者の遺族でも、手帳所有者とそうでない人との差別を生じさせることは明白であります。例えば、被爆で一家全滅したが本人は学童疎開で被爆を免れ手帳を所持していない原爆孤児には、支給されないものであります。被爆によって亡くなった方の尊厳までも傷つけるとの関係者からの悲鳴が既に上がっているゆえんであります。

以上、二点にわたって法案に反対する理由を述べました。さきに述べたように、原爆等の核兵器は侵しではならない生命の尊厳を根底から奪う悪魔の兵器であり、この使用を正当化する理由は何のようなくも断じてあり得ないものであります。被爆後五十年の現在、核兵器の惨禍を地球上のいかなる地点においても再び繰り返させない

との強い社会的、国民的決意が求められていることにかんがみれば、法案の内容が不備であり十分であることを明確であります。

このことを確認して、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 法務委員長外六委員長から報告書が提出されました日程第二ないし第三の請願を一括して議題といたします。

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(二十九件)
一般国道への障害者用公衆トイレの設置に関する請願(二十三件)
労働行政拡充強化のための大幅増員に関する請願(二十二件)

障害者の雇用率引上げ、雇用完全実施、職域拡大及び指導の強化に関する請願(二十四件)
農業農村整備事業予算枠の拡大に関する請願
義務教育費国庫負担制度の現行水準堅持に関する請願

義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願(五件)
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(十四件)

富士山の世界遺産リストへの登録に関する請願(四件)

社会福祉施設整備の国庫補助に関する請願
児童家庭対策長期プランの策定と保育制度の充
実に関する請願

保育制度の改善と充実に関する請願(二件)

男性介護人に関する請願(六件)
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び
寝たきり老人とその介護者が同居人可能な
社会福祉施設の実現化に関する請願(七件)

カイロプラクティック・整体術等、あん摩マッ
サージ指圧類似行為の規制・取締りの徹底に
関する請願(二十四件)

人工肛(こう)門・人工膀胱(ぼう)こう造設者に
係る身体障害者福祉法の運用改善に関する請
願(八件)

身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願
(二十四件)

介助用ホイス・水平トランスファの支給基準
緩和に関する請願(二十四件)

重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
(二十四件)

重度頭(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給
に関する請願(二十四件)

医療制度の対策と改善に関する請願(二十四件)
在宅障害者の介助体制確立に関する請願(二十
四件)

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(原文兵衛君) これらの請願は、各委員長
の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択す
ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。
よって、これらの請願は各委員会決定のとおり
採択することに決しました。

○議長(原文兵衛君) この際、委員会及び調査会

の審査及び調査を閉会中も継続するの件について
お諮りいたします。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に關
する調査

一、国防衛に関する調査
地方行政委員会
一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会
一、検察及び裁判の運営等に関する調査
外務委員会
一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会
一、租税及び金融等に関する調査
文教委員会
一、教育、文化及び学術に関する調査

厚生委員会
一、社会保障制度等に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査

商工委員会
一、産業貿易及び経済計画等に関する調査
運輸委員会
一、運輸事情等に関する調査

通信委員会
一、郵政事業、通信、放送及び電波等に関す
る調査

労働委員会
一、労働問題に関する調査
建設委員会
一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、平成四年度一般会計歳入歳出決算、平成
四年度特別会計歳入歳出決算、平成四年度
国税収納金整理資金受払計算書、平成四年度

度政府関係機関決算書
一、平成四年度国有財産増減及び現在額総計
算書

一、平成四年度国有財産無償貸付状況総計
算書
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に關
する調査

議院運営委員会
一、議院及び国会図書館の運営に関する
件

科学技術特別委員会
一、科学技術振興対策樹立に関する調査
環境特別委員会
一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
政治改革に関する特別委員会
一、政治改革に関する特別調査

一、政治改革に関する特別委員会
沖繩及び北方問題に関する特別委員会
一、沖繩及び北方問題に關する特別調査

一、沖繩及び北方問題に關する特別調査
地方分権及び規制緩和に関する特別委員会
一、地方分権の推進及び規制緩和に関する調
査

中小企業対策特別委員会
一、中小企業対策樹立に関する調査
国際問題に関する調査会
一、国際問題に関する調査

国民生活に関する調査会
一、国民生活に関する調査
産業・資源エネルギーに関する調査会
一、産業・資源エネルギーに関する調査

一、産業・資源エネルギーに関する調査
○議長(原文兵衛君) 本件は各委員長及び各調査
会長要求のとおり決することに御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

よって、本件は各委員長及び各調査会長要求の
とおり決しました。

○議長(原文兵衛君) 今期国会の議事を終了する
に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時国会におきましては、衆議院の小選挙区
の区割りをする公職選挙法改正案などの政治改
革関連法案を初め、年金改革法案、税制改革関連
法案、WTO設立協定と同関連法案、そして被爆
者援護法案等、将来にわたり国民生活に深いか
わりを有する多数の重要案件について熱心な審議
が行われました。

ここに、議員各位の御尽力に対し、心から感謝
の意を表する次第であります。

寒さに向かう折から、各位におかれましては、
御自愛の上、ますます御活躍くださいますようお
願い申し上げます。ごあいさつといたします。
(拍手)

これにて散会いたします。
午前十時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

議員
横尾 和伸君 荒木 清寛君
紀平 梯子君 津手 順正君
武田 節子君 山下 栄一君
安恒 良一君 椎名 素夫君
笠原 潤一君 木庭健太郎君
浜四津敏子君 西田 吉宏君
野村 五男君 白浜 一良君
猪熊 重二君 中川 嘉美君
刈田 貞子君 清水嘉子君
鎌田 要人君 合馬 敬君
石渡 清元君 風間 純君

牛嶋 正君	統 訓弘君	中尾 則幸君	栗原 君子君
広中和歌子君	柳川 覺治君	峰崎 直樹君	今井 澄君
吉川 博君	守住 有信君	河本 三郎君	佐藤 泰三君
石井 道子君	片上 公人君	清水 達雄君	山田 健一君
矢原 秀男君	中西 珠子君	種田 誠君	堀 和利君
竹山 裕君	岡野 裕君	松浦 孝治君	志村 哲良君
大浜 方榮君	増岡 康治君	西岡瑞子君	三上 隆雄君
及川 順郎君	鶴岡 洋君	堂本 曉子君	森 暢子君
和田 教美君	大久保直彦君	木宮 和彦君	久世 公亮君
黒柳 明君	鈴木 省吾君	香掛 哲男君	斎藤 文夫君
世耕 政隆君	平井 卓志君	篠崎 年子君	大淵 絹子君
遠藤 要君	坂野 重信君	竹村 泰子君	千葉 景子君
鈴木 栄治君	鹿熊 安正君	高木 正明君	大木 浩君
尾辻 秀久君	大島 慶久君	大河原太一郎君	板垣 正君
真島 一男君	太田 豊秋君	菅野 久光君	上山 和人君
吉村剛太郎君	山崎 正昭君	薬科 満治君	北村 哲男君
松谷蒼一郎君	服部三男雄君	伊江 朝雄君	北村 修二君
前島英三郎君	坪井 一宇君	下条進一郎君	前田 勲男君
南野知恵子君	加藤 紀文君	浜本 万三君	穂山 篤君
上野 公成君	岡 利定君	青木 新次君	小川 仁一君
陣内 孝雄君	矢野 哲朗君	菅野 茂君	山崎 順子君
片山虎之助君	佐藤 静雄君	川崎 幸子君	大脇 雅子君
二木 秀夫君	宮崎 秀樹君	三重野栄子君	村田 誠醇君
青木 幹雄君	浦田 勝君	武田邦太郎君	寺澤 芳男君
下福葉耕吉君	永田 良雄君	岩本 久人君	肥田美代子君
中曾根弘文君	野沢 良雄君	前畑 幸子君	日下部代子君
大塚清次郎君	小野 清子君	櫻井 規順君	萩野 浩基君
松浦 功君	吉川 芳男君	谷本 巍君	会田 長栄君
岡部 三郎君	田沢 智治君	清水 澄子君	野別 隆俊君
倉田 寛之君	上杉 光弘君	庄司 中君	菅野 壽君
井上 孝君	森山 眞弓君	乾 晴美君	一井 淳治君
林田悠紀夫君	村上 正邦君	渡辺 四郎君	山口 哲夫君
岩崎 純三君	宮澤 弘君	山本 正和君	梶原 敬義君
斎藤 十朗君	井上 吉夫君	稲村 稔夫君	栗森 喬君
佐々木 満君	井上 裕君	久保田真甘君	糸久八重子君
喜岡 一精君	関根 則之君	久保田真甘君	上野 雄文君
吉岡 淳君	角田 孝君	佐藤 三吾君	松前 達郎君
吉田 達男君	角田 孝君	古川太三郎君	鈴木 和美君
野間 赴君	楠崎 泰昌君		

及川 一夫君	大森 昭君	内閣委員	厚生大臣	井出 正一君
村沢 牧君	志苦 裕君	内閣官房副長官	園田 博之君	
久保 亘君	矢田部 理君			
安永 英雄君	瀬谷 英行君			
星川 保松君	河本 英典君			
都築 讓君	西川 潔君			
西野 康雄君	西山登紀子君			
釘宮 馨君	江本 孟紀君			
直嶋 正行君	島袋 宗康君			
北澤 正敬君	高崎 裕子君			
長谷川 清君	泉 信也君			
林 紀子君	青島 幸男君			
小林 正君	井上 哲夫君			
平野 貞夫君	星野 朋市君			
下村 泰君	寺崎 昭久君			
吉川 春子君	三石 久江君			
笹野 貞子君	磯村 修君			
足立 良平君	木暮 山人君			
喜屋武眞榮君	猪木 寛至君			
吉岡 吉典君	田 英夫君			
林 寛子君	池田 治君			
勝木 健司君	田村 秀昭君			
有働 正治君	山田 勇君			
野末 陳平君	橋本 敦君			
石井 一二君	中村 鋭一君			
松尾 官平君	永野 茂門君			
吉田 之久君	井上 計君			
立木 洋君	市川 正一君			
	上田耕一郎君			

議長の報告事項
昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員	辞任	橋本 敦君	補欠	藤澤 弘君
文教委員	辞任	吉川 春子君	補欠	橋本 敦君
厚生委員	辞任	前島英三郎君	補欠	松谷蒼一郎君
		川橋 幸子君	補欠	今井 澄君
農林水産委員	辞任	西山登紀子君	補欠	林 紀子君
		林 紀子君	補欠	西山登紀子君
通信委員	辞任	今井 澄君	補欠	川橋 幸子君
労働委員	辞任	聴濤 弘君	補欠	吉川 春子君
建設委員	辞任	松谷蒼一郎君	補欠	前島英三郎君
予算委員	辞任	島袋 宗康君	補欠	下村 泰君
決算委員	辞任	下村 泰君	補欠	喜屋武眞榮君
		会田 長栄君	補欠	瀬谷 英行君
		山口 哲夫君	補欠	谷本 巍君
		青島 幸男君	補欠	西川 潔君

同日委員会及び調査会において選任した理事は次のとおりである。

労働委員会

理事 吉川 春子君 (吉川春子君の補欠)

国民生活に関する調査会

理事 吉岡 吉典君 (吉岡吉典君の補欠)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案

農産物価格安定法の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。

世界貿易機関設立協定の締結承認等に伴う国内対策の確立等に関する決議

同日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

決算委員会

一、平成四年度一般会計歳入歳出決算、平成四年度特別会計歳入歳出決算、平成四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成四年度政府関係機関決算書

一、平成四年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、平成四年度国有財産無償貸付状況総計算書

同日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

同日委員会の要求書が提出された。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国防の防衛に関する調査

一、地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

一、国際情勢等に関する調査

一、租税及び金融等に関する調査

一、文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

一、厚生委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

一、産業委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

一、運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

一、通信委員会

一、郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査

一、労働委員会

一、労働問題に関する調査

一、建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

一、予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

一、決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

一、科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

一、政治改革に関する特別委員会

一、政治改革に関する調査

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する調査

一、地方分権及び規制緩和に関する特別委員会

一、地方分権の推進及び規制緩和に関する調査

一、中小企業対策特別委員会

一、中小企業対策樹立に関する調査

一、国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

一、国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

一、産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

同日委員長から次の報告書が提出された。

原子爆弾被害者に対する援護に関する法律案

(閣法第一九号)審査報告書

法務委員会請願審査報告書(第一号)

文教委員会請願審査報告書(第一号)

厚生委員会請願審査報告書(第一号)

農林水産委員会請願審査報告書(第一号)

労働委員会請願審査報告書(第一号)

建設委員会請願審査報告書(第一号)

環境特別委員会請願審査報告書(第一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

元従軍慰安婦への個人補償等に関する質問主意書(吉川春子君提出)

同日議長において採択した「雲仙普賢岳災害に関する請願」外一件の請願は、即日これを内閣に送付した。

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律

特許法等の一部を改正する法律

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律

蘭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律

農産物価格安定法の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任 松谷 富一郎君 補欠 前島英三郎君

農林水産委員

辞任 林 紀子君 補欠 西山登紀子君

建設委員

辞任 西山登紀子君 補欠 林 紀子君

本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任 前島英三郎君 補欠 松谷 富一郎君

同日議長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する

平成六年十二月九日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

本日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 地方における経済・財政・金融情勢、税務・税関行政の状況等に関する実情調査

一、派遣委員

西田 吉宏 竹山 裕
志吉 裕 白浜 一良
片山虎之助 増岡 康治
吉岡 吉典

一、派遣地 京都府 大阪府

一、期間 十二月十四日及び十五日の二日間

一、費用 概算二六八、八〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成六年十二月九日

大蔵委員長 西田 吉宏

参議院議長 原 文兵衛殿

委員派遣承認要求書

一、目的 北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査

一、派遣委員

坪井 一字 木宮 和彦
肥田美代子 池田 治
風間 昶 島袋 宗康
三石 久江

一、派遣地 北海道

一、期間 十二月十四日から同月十六日まで三日間

一、費用 概算九二一、七〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成六年十二月九日

参議院議長 原 文兵衛殿

委員派遣承認要求書

一、目的 広島県及び山口県における中小企業

の実情に関する調査

一、派遣委員

石渡 清元 鈴木 栄治
中曾根弘文 松尾 官平
井上 計 中川 嘉美
市川 正一

一、派遣地 広島県 山口県

一、期間 十二月十三日から同月十五日まで三日間

一、費用 概算六四八、九六〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成六年十二月九日

中小企業対策特別委員長 石渡 清元

参議院議長 原 文兵衛殿

本日次の質問主意書を内閣に転送した。

元従軍慰安婦への個人補償等に関する質問主意書(吉川春子君提出)

本日議院において採択した「法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願」外三百十六件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日内閣から、左記の者を行政改革委員会委員に任命したので、行政改革委員会設置法第六條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

飯田庸太郎
大宅 映子
後藤 森重
竹中 一雄
田中 直毅

本日本院は、行政改革委員会委員に飯田庸太郎君、大宅映子君、後藤森重君、竹中一雄君及び田中直毅君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

二、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、檢察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び芸術に関する調査

厚生委員会

一、社会保障制度等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査

労働委員会

一、労働問題に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、平成四年度一般会計歳入歳出決算、平成四年度特別会計歳入歳出決算、平成四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成四年度政府関係機関決算書

二、平成四年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、平成四年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査
環境特別委員会
一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
政治改革に関する特別委員会
一、政治改革に関する特別調査
沖繩及び北方問題に関する特別委員会
一、沖繩及び北方問題に関する特別調査
地方分権及び規制緩和に関する特別委員会
一、地方分権の推進及び規制緩和に関する調査
中小企業対策特別委員会
一、中小企業対策樹立に関する調査
国際問題に関する調査会
一、国際問題に関する調査
国民生活に関する調査会
一、国民生活に関する調査
産業・資源エネルギーに関する調査会
一、産業・資源エネルギーに関する調査
本日本院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、行政機構並びにその運営に関する件
二、恩給及び法制一般に関する件
三、公務員の制度及び給与に関する件

四、栄典に関する件
地方行政委員会

- 一、地方自治に関する件
- 二、地方財政に関する件
- 三、警察に関する件
- 四、消防に関する件

法務委員会

- 一、裁判所の司法行政に関する件
- 二、法務行政及び検察行政に関する件
- 三、国内治安に関する件
- 四、人権擁護に関する件

外務委員会

- 一、国際情勢に関する件
- 二、国の会計に関する件

大蔵委員会

- 一、税制に関する件
- 二、関税に関する件
- 三、金融に関する件
- 四、証券取引に関する件
- 五、外国為替に関する件
- 六、外国財産に関する件
- 七、国庫有財産に関する件
- 八、専売事業及びたばこ事業に関する件
- 九、印刷事業に関する件
- 一〇、造幣事業に関する件

文教委員会

- 一、文教行政の基本施策に関する件
- 二、学校教育に関する件
- 三、社会教育に関する件
- 四、体育に関する件
- 五、学術研究及び宗教に関する件
- 六、国際文化交流に関する件
- 七、文化財保護に関する件

厚生委員会

- 一、臓器の移植に関する法律案(森井忠良君外十三名提出、第百二十九回国会衆法第七号)
- 二、厚生関係の基本施策に関する件
- 三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉

祉及び人口問題に関する件
農林水産委員会

- 一、外国産牛肉輸入調整法案(江藤隆美君外四名提出、第百二十八回国会衆法第一号)
- 二、農林水産業の振興に関する件
- 三、農林水産物に関する件
- 四、農林水産業団体に関する件
- 五、農林水産金融に関する件
- 六、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

- 一、通商産業の基本施策に関する件
- 二、中小企業に関する件
- 三、資源エネルギーに関する件
- 四、特許及び工業技術に関する件
- 五、経済の計画及び総合調整に関する件
- 六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
- 七、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会

- 一、陸運に関する件
- 二、海運に関する件
- 三、航空に関する件
- 四、港湾に関する件
- 五、海上保安に関する件
- 六、観光に関する件
- 七、気象に関する件

通信委員会

- 一、通信行政に関する件
- 二、郵政事業に関する件
- 三、郵政監察に関する件
- 四、電気通信に関する件
- 五、電波監理及び放送に関する件

労働委員会

- 一、労働関係の基本施策に関する件
- 二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
- 建設委員会
- 一、建設行政の基本施策に関する件

二、都市計画に関する件

- 三、河川に関する件
- 四、道路に関する件
- 五、住宅に関する件
- 六、建築に関する件
- 七、国土行政の基本施策に関する件

安全保障委員会

- 一、国の安全保障に関する件
- 科学技術委員会

- 一、科学技術振興の基本施策に関する件
- 二、原子力の開発利用とその安全確保に関する件
- 三、宇宙開発に関する件
- 四、海洋開発に関する件
- 五、生命科学に関する件
- 六、新エネルギーの研究開発に関する件

環境委員会

- 一、環境保全の基本施策に関する件
- 二、公害の防止に関する件
- 三、自然環境の保護及び整備に関する件
- 四、快適環境の創造に関する件
- 五、公害健康被害救済に関する件
- 六、公害紛争の処理に関する件

予算委員会

- 一、予算の実施状況に関する件
- 決算委員会

- 一、平成四年度一般会計歳入歳出決算
平成四年度特別会計歳入歳出決算
平成四年度国税収納金整理資金受払計算書
平成四年度政府関係機関決算書
平成四年度国有財産増減及び現在額計算書
二、平成四年度国有財産無償貸付状況総計算書
三、平成四年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、平成四年度一般会計予備費使用総計算書及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を

求めるの件(第百二十九回国会、内閣提出)

- 五、平成四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 六、平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 七、平成四年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 八、平成五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)
- 九、平成五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

一〇、平成五年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十九回国会、内閣提出)

- 一、歳入歳出の実況に関する件
- 二、国有財産の増減及び現況に関する件
- 三、政府関係機関の経理に関する件
- 四、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
- 一五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

議院運営委員会

- 一、国会法等改正に関する件
- 二、議長よりの諮問事項
- 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件
政治改革に関する調査特別委員会

石炭対策特別委員会

一、石炭対策に関する件
消費者問題等に関する特別委員会

一、物価問題等国民の消費生活に関する件
交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策に関する件
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案(上原康助君外八名提出、第二百二十九回国会衆法第一二二号)

二、沖縄及び北方問題に関する件
国会等の移転に関する特別委員会

一、国会等の移転に関する件
地方分権に関する特別委員会

一、地方分権の推進に関する件
規制緩和に関する特別委員会

一、規制緩和に関する件
本日衆議院議長から、同院は開会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出、衆法第七号)

審査報告書
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年十二月八日

厚生委員長 植田 誠
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、原子爆弾の被爆者の高齢化の進行等の状況にかんがみ、被爆者に対して保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講ずるとともに、原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するための事業を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、国債の償還分は、平成七年度以降において、国債整理基金特別会計に総額約二百数十億円が計上される見込みである。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年十二月二日

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 原子爆弾被爆者医療審議会(第三条―第五条)

第三章 援護

第一節 通則(第六条)

第二節 健康管理(第七条―第九条)

第三節 医療(第十条―第二十三条)

第四節 手当等の支給(第二十四条―第三十六条)

第五節 福祉事業(第三十七条―第三十九条)

第四章 調査及び研究(第四十条)

第五章 平和を祈念するための事業(第四十一条)

第六章 費用(第四十二条・第四十三条)

第七章 雑則(第四十四条―第五十四条)

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を瞬時に奪ったのみならず、たとい一命をとりとめた被爆者にも、生涯にわたる生活できない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらした。

このような原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を制定し、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講じてきた。また、我々は、再びこのような惨禍が繰り返されることのないよう、この固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我々は、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たに、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

第一章 総則
(被爆者)
第一条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

(被爆者健康手帳)
第二条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。)の都道府県知事に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

3 被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 原子爆弾被爆者医療審議会
(設置及び権限)
第三条 厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者医療審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(委員)
第四条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)
 第五条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 援護

第一節 通則

(援護の総合的実施)

第六条 国は、被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対する援護を総合的に実施するものとする。

第二節 健康管理

(健康診断)

第七条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第八条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第九条 都道府県知事は、第七条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対し、必要な指導を行うものとする。

第三節 医療

(医療の給付)

第十条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 前項に規定する医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

3 第一項に規定する医療の給付は、厚生大臣が第十二条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

(認定)

第十一条 前条第一項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十二条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第十条第一項に規定する医療を担当させる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があったとき、その他指定医療機関に第十条第一項に規定する医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消

しを行うに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十三条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、第十条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、第十条第一項に規定する医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十四条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることのできないときは又はこれによることを適当としなかつたときは診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十五条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができたる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定につ

いては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十六条 厚生大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十七条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第十条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、同条第一項に規定する医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2 前項の規定により支給する医療費の額は、第十四条の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額とすることができる。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するため必要があるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った医療に関し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一) 一般疾病医療費の支給

第十八条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に對し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。若しくは地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第五十二号)(以下この条において「社会保険各法」という。)老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第五十号)若しくは日本体育・学校健康センター法(昭和六十一年法律第九十二号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができるときは、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に關する給付として行われたときは、当該医療に關する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に關する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、

当該医療に關する給付について行われた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定について準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病に關する被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

(被爆者一般疾病医療機関)

第十九条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第二十条 厚生大臣は、第十八条第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たつて

は、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に關する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 国は、第十八条第三項の規定による支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

(報告の請求等)

第二十一条 第十六条の規定は、第十八条第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十七条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するに必要がある場合に、それぞれ準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第二十二条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行われない。

第二十三条 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなく療養に關する指示に従わなかつたときも、同様とする。

第四節 手当等の支給

(医療特別手当の支給)
第二十四条 都道府県知事は、第十一条第一項の認定を受けた者であつて、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手当を支給する。

2 前項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該當することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 医療特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、十三万五千四百円とする。

4 医療特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該當しなくなつた日の属する月で終わる。

(特別手当の支給)

第二十五条 都道府県知事は、第十一条第一項の認定を受けた者に対し、特別手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該當することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五万円とする。

4 特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該當しなくなつた日の属する月で終わる。

(原子爆弾小頭症手当の支給)

第二十六条 都道府県知事は、被爆者であつて、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者であるもの(小頭症による厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害がない者を除く。)に対し、原子爆弾小頭症手当を支給する。

2 前項に規定する者は、原子爆弾小頭症手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該當することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 原子爆弾小頭症手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万六千六百円とする。

4 原子爆弾小頭症手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その者が死亡した日の属

する月で終わる。

(健康管理手当の支給)

第二十七条 都道府県知事は、被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)にかかっているものに対し、健康管理手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当又は原子爆弾小頭症手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、健康管理手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の認定を行う場合には、併せて当該疾病が継続すると認められる期間を定めるものとする。この場合においては、その期間は、第一項に規定する疾病の種類ごとに厚生大臣が定める期間内において定めるものとする。

4 健康管理手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三万三千三百円とする。

5 健康管理手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その日から起算してその者につき第三項の規定により定められた期間が満了する日(その期間が満了する日前に第一項に規定する要件に該当しなくなった場合にあつては、その該当しなくなった日)の属する月で終わる。

(保健手当の支給)

第二十八条 都道府県知事は、被爆者のうち、原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在つた者又はその当時その者の胎児であつた者に対し、保健手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給を受けて

ている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、保健手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 保健手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万六千七百円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する旨の都道府県知事の認定を受けた者であつて、現に当該各号のいずれかに該当するものに支給する保健手当の額は、一月につき、三万三千三百円とする。

一 厚生省令で定める範囲の身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)がある者

二 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第三十三条第二項において同じ。)、子及び孫のいずれもいない七十歳以上の者であつて、その者と同居している者がいないもの

4 保健手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

5 第二項の認定を受けた者が新たに第三項ただし書に規定する都道府県知事の認定を受けた場合における保健手当の額の改定は、その認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

6 第二項の認定を受けた者が第三項ただし書に規定する者に該当しなくなった場合における保健手当の額の改定は、その該当しなくなった日の属する月の翌月から行う。

(手当額の自動改定)

第二十九条 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当(以下この条において単に「手当」という。)については、総務庁において作成する年平均の全国消費物価指数(以下「物価指数」という。)が平成五

年(この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

2 前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

(届出)

第三十条 第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

2 都道府県知事は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、その支払を一時差し止めることができる。

(介護手当の支給)

第三十一条 都道府県知事は、被爆者であつて、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下この条において同じ。)により介護を要する状態にある者、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者(その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者を除く。)が介護者に対し介護に要する費用を支出しないので介護を受けている期間については、この限りでない。

(葬祭料の支給)

第三十二条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、政令で定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その

死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(特別葬祭給付金)

第三十三条 被爆者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(次項において「死亡者」という。)の遺族であるものには、特別葬祭給付金を支給する。

一 昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した第一条各号に掲げる者

二 昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九月三十日までの間に死亡した第一条各号に掲げる者当該死亡した者の葬祭を行う者が、附則第三条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号。以下「旧原爆特別措置法」という。)による葬祭料の支給を受け、又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。

2 前項の遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

3 特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

4 前項の請求は、厚生省令で定めるところにより、平成九年六月三十日までに行わなければならない。

5 前項の期間内に第三項の請求をしなかった者には、特別葬祭給付金は、これを支給しない。

(特別葬祭給付金の額及び記名国債の交付)

第三十四条 特別葬祭給付金の額は、十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができ。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子と

する。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、大藏省令で定める。

(国債の償還を受ける権利の承継)

第三十五条 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位相続人が二人以上あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであった同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした同項に規定する国債の償還金の支払又は同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

(国債の償還金の支払)

第三十六条 第三十四条第一項に規定する国債の償還金の支払に關する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

第五節 福祉事業

(相談事業)

第三十七条 都道府県は、被爆者の心身の健康に關する相談、被爆者の居宅における日常生活に關する相談その他被爆者の援護に關する相談に應ずる事業を行うことができる。

(居宅生活支援事業)

第三十八条 都道府県は、被爆者の居宅における日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行うことができる。

一 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営む

の必要な便宜を供与する事業

二 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、都道府県知事が適当と認める施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を供与する事業

三 被爆者であつて、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを、都道府県知事が適当と認める施設に短期間入所させ、必要な養護を行う事業

(養護事業)

第三十九条 都道府県は、精神上若しくは身体上又は環境上の理由により養護を必要とする被爆者であつて、居宅においてこれを受けることが困難なものを、当該被爆者又はその者を現に養護する者の申出により、都道府県知事が適当と認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業を行うことができる。

第四章 調査及び研究

(調査及び研究)

第四十条 国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究(次項において「原爆放射能影響調査研究」という。)の推進に努めなければならない。

2 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図るため、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、原爆放射能影響調査研究を主たる目的とするものに対し、予算の範囲内において、当該法人が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一部を補助することができる。

第五章 平和を祈念するための事業

(平和を祈念するための事業)

第四十一条 国は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に關する国民の理解を深め、その体験の後

代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行う。

第六章 費用

(都道府県の支弁)

第四十二条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用

二 第三十七条から第三十九条までの規定により都道府県が行う事業に要する費用

(国の負担等)

第四十三条 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用(介護手当に係るものを除く。)を当該都道府県に交付する。

2 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち、介護手当の支給に要する費用についてはその十分の八を、介護手当に係る事務の処理に要する費用についてはその二分の一を負担する。

3 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、前条の規定により都道府県が支弁する同条第二号に掲げる費用の一部を補助することができる。

第七章 雑則

(譲渡又は担保の禁止)

第四十四条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第四十五条 この法律に基づく給付を受ける権利及び第三十四条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。

(非課税)

第四十六条 租税その他の公課は、この法律に基づく給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 特別葬祭給付金に關する書類及び第三十四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第四十七条 偽りその他の不正の手段によりこの法律に基づく給付を受けた者がある場合は、厚生大臣(当該給付が都道府県知事により行われた場合にあっては、都道府県知事)は、国税徴収の例により、その者から、当該給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第四十八条 市町村長(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。は、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二十八条第一項に規定する者又は第三十三条第一項に規定する遺族である者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、これらの者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(広島市及び長崎市に關する特例)

第四十九条 この法律の規定(第六条及び第五十一条を除く。)中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替へるものとする。

(再審査請求)

第五十条 広島市又は長崎市の長が行う被爆者健康手帳の交付又は医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に關する処分についての審査請求の裁決して不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

平成六年十二月九日 参議院會議録第十二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案 日程第二より第三までの請願

別措置法第九條の二に規定する葬祭料の支給に
ついては、なお従前の例による。

(健康診断の特例)

第十七條 原子爆弾が投下された際第一條第一号
に規定する区域に隣接する政令で定める区域内
に在った者又はその当時その者の胎児であつた
者は、当分の間、第七條の規定の適用について
は、被爆者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十八條 この法律の施行前にした行為及びこの
法律の附則において従前の例によることとされ
る場合におけるこの法律の施行後にした行為に
対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

2 旧原爆医療法第四條に規定する健康診断及び
旧原爆医療法第六條に規定する指導の実施の事
務に従事した者がその職務に関して知り得た人
の秘密をこの法律の施行後に漏らした場合にお
いては、第七條に規定する健康診断及び第九條
に規定する指導の実施の事務に従事した者がそ
の職務に関して知り得た人の秘密を漏らしたも
のとみなして、第五十三條の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十九條 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第二十條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を
次のように改正する。

第十三條第二項中「原子爆弾被爆者の医療等
に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)第
十二條第三項若しくは第十四條の四第一項」を
「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平
成六年法律第 号)第十五條第三項若しくは
第二十條第一項」に、「原子爆弾被爆者の医療
等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)第
十二條の四第二項」を「原子爆弾被爆者に対する援護
に関する法律(平成六年法律第四項若しくは第二十條

第二項に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十一條 国民健康保険法の一部を次のように
改正する。

第九條第三項中「原子爆弾被爆者の医療等
に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を
「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平
成六年法律第 号)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十二條 租税特別措置法(昭和三十一年法律
第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「原子爆弾被爆者
の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四
十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関
する法律(平成六年法律第 号)」に改め
る。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 施行日前に行われた前条の規定によ
る改正前の租税特別措置法第二十六條第一項に
規定する社会保険診療について、なお従前の
例による。

(消費税法の一部改正)

第二十四條 消費税法(昭和六十三年法律第百八
号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「原子爆弾被爆者の医療
等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一
号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する
法律(平成六年法律第 号)」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十五條 地方税法(昭和二十五年法律第二百
二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項中「原子爆弾被爆者
の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四
十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関
する法律(平成六年法律第 号)」に改める。
第七十二條の十七第一項中「原子爆弾被爆者
の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対
する援護に関する法律」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 法人の事業税の課税標準の算定に当
たつての旧原爆医療法の規定に基づく医療の給
付につき支払を受けた金額の益金の額への算入
及び当該給付に係る経費の損金の額への算入に
ついては、なお従前の例による。

2 個人の事業税の課税標準の算定に当たつての
前項の医療の給付につき支払を受けた金額の総
収入金額への算入及び当該給付に係る経費の必
要な経費への算入については、なお従前の例に
よる。

(地方自治法の一部改正)

第二十七條 地方自治法の一部を次のように改正
する。

別表第三第一号十の二中「原子爆弾被爆者の
医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十
一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関す
る法律(平成六年法律第 号)」に改め、「並
びにを削り、「質問させる」を「質問させ、並び
に被爆者等に対して医療特別手当等を支給す
る」に改める。

別表第三第一号十の三を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十八條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第
百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十五号中「原子爆弾被爆者の医療
等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一
号)及び、原子爆弾被爆者に対する特別措置
に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)」
を削り、「及び老人保健法(昭和五十七年法律第
八十号)を、老人保健法(昭和五十七年法律第
八十号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関
する法律(平成六年法律第 号)」に改め
る。

第六條第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に
関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に
関する法律」に改める。

審査報告書(法務委員会)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり
審査決定した。よって報告する。
平成六年十二月八日

法務委員長 中西 珠子
参議院議長 原文兵衛殿

採択すべきもの
(一)内閣に送付するを要するもの
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅
増員に関する請願

第六七五号、第六七七号、第六七八号、第
六七九号、第六八〇号、第六八一号、第六
八二号、第六八三号、第六八四号、第六八
五号、第六八六号、第六八七号、第六八八
号、第六八九号、第六九〇号、第六九一
号、第六九二号、第六九三号、第六九四
号、第六九五号、第六九六号、第六九七
号、第六九八号、第六九九号、第七〇〇
号、第七〇一号、第七〇二号、第七〇三
号、第七〇四号、第七〇五号、第七〇六
号、第七〇七号、第七〇八号、第七〇九
号、第七一〇号、第七一一号、第七一二
号、第七一三号、第七一四号、第七一五
号、第七一六号、第七一七号、第七一八
号、第七一九号、第七二〇号、第七二一
号、第七二二号、第七二三号、第七二四
号、第七二五号、第七二六号、第七二七
号、第七二八号、第七二九号、第七三〇
号、第七三一号、第七三二号、第七三三
号、第七三四号、第七三五号、第七三六
号、第七三七号、第七三八号、第七三九
号、第七四〇号、第七四一号、第七四二
号、第七四三号、第七四四号、第七四五
号、第七四六号、第七四七号、第七四八
号、第七四九号、第七五〇号、第七五一
号、第七五二号、第七五三号、第七五四
号、第七五五号、第七五六号、第七五七
号、第七五八号、第七五九号、第七六〇
号、第七六一号、第七六二号、第七六三
号、第七六四号、第七六五号、第七六六
号、第七六七号、第七六八号、第七六九
号、第七七〇号、第七七一号、第七七二
号、第七七三号、第七七四号、第七七五
号、第七七六号、第七七七号、第七七八
号、第七七九号、第七八〇号、第七八一
号、第七八二号、第七八三号、第七八四
号、第七八五号、第七八六号、第七八七
号、第七八八号、第七八九号、第七九〇
号、第七九一号、第七九二号、第七九三
号、第七九四号、第七九五号、第七九六
号、第七九七号、第七九八号、第七九九
号、第八〇〇号、第八〇一号、第八〇二
号、第八〇三号、第八〇四号、第八〇五
号、第八〇六号、第八〇七号、第八〇八
号、第八〇九号、第八一〇号、第八一一
号、第八一二号、第八一三号、第八一四
号、第八一五号、第八一六号、第八一七
号、第八一八号、第八一九号、第八二〇
号、第八二一号、第八二二号、第八二三
号、第八二四号、第八二五号、第八二六
号、第八二七号、第八二八号、第八二九
号、第八三〇号、第八三一号、第八三二
号、第八三三号、第八三四号、第八三五
号、第八三六号、第八三七号、第八三八
号、第八三九号、第八四〇号、第八四一
号、第八四二号、第八四三号、第八四四
号、第八四五号、第八四六号、第八四七
号、第八四八号、第八四九号、第八五〇
号、第八五一号、第八五二号、第八五三
号、第八五四号、第八五五号、第八五六
号、第八五七号、第八五八号、第八五九
号、第八六〇号、第八六一号、第八六二
号、第八六三号、第八六四号、第八六五
号、第八六六号、第八六七号、第八六八
号、第八六九号、第八七〇号、第八七一
号、第八七二号、第八七三号、第八七四
号、第八七五号、第八七六号、第八七七
号、第八七八号、第八七九号、第八八〇
号、第八八一号、第八八二号、第八八三
号、第八八四号、第八八五号、第八八六
号、第八八七号、第八八八号、第八八九
号、第八九〇号、第八九一号、第八九二
号、第八九三号、第八九四号、第八九五
号、第八九六号、第八九七号、第八九八
号、第八九九号、第九〇〇号、第九〇一
号、第九〇二号、第九〇三号、第九〇四
号、第九〇五号、第九〇六号、第九〇七
号、第九〇八号、第九〇九号、第九一〇
号、第九一一号、第九一二号、第九一三
号、第九一四号、第九一五号、第九一六
号、第九一七号、第九一八号、第九一九
号、第九二〇号、第九二一号、第九二二
号、第九二三号、第九二四号、第九二五
号、第九二六号、第九二七号、第九二八
号、第九二九号、第九三〇号、第九三一
号、第九三二号、第九三三号、第九三四
号、第九三五号、第九三六号、第九三七
号、第九三八号、第九三九号、第九四〇
号、第九四一号、第九四二号、第九四三
号、第九四四号、第九四五号、第九四六
号、第九四七号、第九四八号、第九四九
号、第九五〇号、第九五一号、第九五二
号、第九五三号、第九五四号、第九五五
号、第九五六号、第九五七号、第九五八
号、第九五九号、第九六〇号、第九六一
号、第九六二号、第九六三号、第九六四
号、第九六五号、第九六六号、第九六七
号、第九六八号、第九六九号、第九七〇
号、第九七一号、第九七二号、第九七三
号、第九七四号、第九七五号、第九七六
号、第九七七号、第九七八号、第九七九
号、第九八〇号、第九八一号、第九八二
号、第九八三号、第九八四号、第九八五
号、第九八六号、第九八七号、第九八八
号、第九八九号、第九九〇号、第九九一
号、第九九二号、第九九三号、第九九四
号、第九九五号、第九九六号、第九九七
号、第九九八号、第九九九号、第一〇〇
号、第一〇〇一号、第一〇〇二号、第一〇
〇三号、第一〇〇四号、第一〇〇五号、第
一〇〇六号、第一〇〇七号、第一〇〇八
号、第一〇〇九号、第一〇一〇号、第一〇
一〇一号、第一〇一〇二号、第一〇一〇三
号、第一〇一〇四号、第一〇一〇五号、第
一〇一〇六号、第一〇一〇七号、第一〇一
〇八号、第一〇一〇九号、第一〇一〇一
〇号、第一〇一〇一〇号、第一〇一〇一
一、採択すべきもの
(一)内閣に送付するを要するもの
一般国道への障害者用公衆トイレの設置に関
する請願

審査報告書(建設委員会)
本委員会に付託された請願につき別紙のとおり
審査決定した。よって報告する。
平成六年十二月八日

建設委員長 合馬 敬
参議院議長 原文兵衛殿

第八九八号、第九四一、第一〇二二、
第一〇九二、第一一四三、第一一六〇
号、第一一七六、第一二〇四、第一二
六四、第一二九五、第一四〇四、第
一四二一、第一四三八、第一四六二

平成六年十二月九日 参議院會議録第十二号 日程第二より第三までの請願

号、第一四八二号、第一五二三号、第一五三〇号、第一五四七号、第一五九九号、第一六六八号、第一七〇一号、第一八二〇号、第一八三七号、第一八七四号
 重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
 第九〇四号、第九四七号、第一〇二八号、第一〇九八号、第一一四九号、第一二六六号、第一二八二号、第一二二〇号、第一二七〇号、第一三〇一号、第一四一〇号、第一四二七号、第一四四四号、第一四六八号、第一四八三号、第一五二四号、第一五三一号、第一五四八号、第一六〇〇号、第一六六九号、第一七〇二号、第一八二一号、第一八三八号、第一八七五号
 重度頸(けい)髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願
 第九〇七号、第九五〇号、第一〇三二号、第一一〇一号、第一一五二号、第一一六九号、第一一八五号、第一二二三号、第一二七三号、第一三〇四号、第一四一三号、第一四三〇号、第一四四七号、第一四七一四号、第一四八六号、第一五二七号、第一五三四号、第一五五二号、第一六〇三号、第一六七二号、第一七〇五号、第一八二四号、第一八四一号、第一八七八号

医療制度の対策と改善に関する請願
 第九〇八号、第九五一号、第一〇三三三号、第一一〇二二号、第一一五三三号、第一一七〇号、第一一八六号、第一二二四号、第一二七四号、第一三〇五号、第一四一四号、第一四三二号、第一四四八号、第一四七二号、第一四八八号、第一五二八号、第一五三五号、第一五五二号、第一六〇四号、第一六七四号、第一七〇六号、第一八二五号、第一八四二号、第一八七九号

在宅障害者の介助体制確立に関する請願
 第九〇九号、第九五二号、第一〇三三三三号、第一一〇三三三号、第一一五四号、第一二七二

明治三十五年三月三十一日
 第三種郵便物認可

(第十一号(その一)、同号(その二)は都合により後日となるため、第十二号を先に発送しました。)

発行所 千一〇五 東京都港区
 虎ノ門 丁目 番四号
 大蔵省印刷局
 電話 03 (3587) 4294
 定価 本号一部
 (税) 三円を合
 配送料別